

はじめに

21世紀に入り、少子高齢化の進展や社会経済情勢が急速に変化する中、すべての人がいきいきと心豊かに暮らすためには、家庭・職場・地域などのあらゆる分野において、男女が共に参画できる社会づくりが求められています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、取組が進められています。

本市は、平成17年5月1日に5市町村が合併し、このたび、新田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくため、その指針となる計画「田辺市男女共同参画プラン」を策定しました。本プランは、男女が自らの意思によって様々な分野における活動に参画することができ、力を合わせて共に支え合う社会を目指しています。

男女共同参画社会づくりの基本となるのは、「人権の尊重」です。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認め、相手を思いやる心こそが本市の目指すべき男女共同参画の原点と考えます。市民の皆様一人ひとりが輝いて生きていくことができるよう、男女共同参画社会の実現に向け、本プランを着実に推進してまいり所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました田辺市男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、関係の皆様から感謝とお礼を申し上げます。

平成19年3月

田辺市長 真砂充敏